

対テロ戦争と国際人権法

——グアンタナモの被拘束者に対する市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の適用可能性——

熊谷 卓

はしがき

一 規約の地理的・時間的適用範囲と公の緊急事態における例外

1 地理的適用範囲

2 時間的適用範囲

3 公の緊急事態における例外

4 合衆国が直面している状況

二 規約と被拘束者

1 被拘束者の状態

2 規約七条

3 被拘束者の処遇をめぐる規約七条の下で合衆国が負う責任

むすび

はしがき

アメリカ合衆国(以下、合衆国)は対テロ戦争(War on Terror, War against Terrorism)を遂行する過程で捕らえた者の一部を二〇〇二年一月以降、キューバにある合衆国のグアンタナモ(Guantanamo)海軍基地内に特設された収容施設に収監している⁽¹⁾。合衆国政府は同地で拘束されている者たちを敵戦闘員(enemy combatants)と呼称する⁽²⁾。敵戦闘員とは、①アフガニスタンの旧タリバン(Taliban)政権軍構成員、②国際テロ組織アルカイダ(al Qaeda, al Qaida)

構成員、③タリバンまたはアルカイダと連携し合衆国またはその同盟国に対する敵対行為に従事している組織の構成員、④ ①、②、③のいずれかを支援する者のことである。^③ 合衆国政府は拘束目的として、第一に、目下の対テロ戦争が続いているかぎり敵戦闘員が合衆国への敵対行為に再び参加することを阻止、あわせて情報を収集し有利に作戦を展開すること、第二に、戦争犯罪を犯した敵戦闘員を軍事委員会による審理に付すことにあるとしている。^⑤

敵戦闘員であるとしてゲアンタナモにおいて抑留されている者たち（以下、「被拘束者」と略称するが文脈により被抑留者全体を示すこともあり、個別の被抑留者を示すこともある）はこれまで合衆国の法律家等の援助を通じて拘束の適法性を争う訴えを合衆国連邦裁判所宛てに提起してきた。その判断は下級審レベルにおいて分かれていたが、二〇〇四年六月二八日、連邦最高裁は、オーストラリア国籍、クウェート国籍の「被拘束者」からの訴えについて拘束の違法性は認めなかったものの連邦裁判所の管轄権それ自体については肯定する判決を下した。^⑦

本稿においては、「被拘束者」の拘束の適法性の可否をめぐって数多くの訴えが提起されている現在、^⑧ 合衆国による「被拘束者」の抑留という問題を、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（以下、規約）の適用可能性^⑨という視点から検討する。

一 規約の地理的・時間的適用範囲と公の緊急事態における例外

1 地理的適用範囲

規約は「被拘束者」に適用されるか、このことに関して検討すべき問題の一つは、規約が締約国の領域外の行為に適用されるかどうかである。このことについて、規約二条一項によれば、締約国が規約上の義務を履行する対象は

「その領域内にあり、and¹⁰ その管轄の下にある」(within its territory and subject to its jurisdiction) すべての個人となっている。この規定ぶりを見ずるかぎり、規約の地理的適用範囲は締約国の主権が及ぶ固有の領域に限定されるのかのごとくである。¹⁰ はたして、そのように限定されているとみるべきなのか。

第一に、規約の準備作業によると、上記のような規定ぶりが採用されたのは、在外自国民の保護については通常、可能性はかざられているが外交的保護に依拠するほかなく、その権利の確保を義務づけることは難しいという認識からであったことがわかる。¹¹ つまり、規約の適用が困難に直面するような状況を考慮した上での地理的適用範囲の限定であつて、締約国によるその国の領域外での人権侵害の責任を免除する趣旨の規定と考えることは困難である。¹²

第二に、規約人権委員会の実行をみる。締約国の国家機関がその国の領域外において規約違反となる人権侵害行為をしたと主張されている個人通報の事例において、規約人権委員会は、当該国家機関が行つたとされる行為に関して、外国政府の黙認があるにせよ、外国政府の反対の意思があるにせよ、当該国家機関の帰属する国に対して規約人権委員会が規約上の権利の侵害を認定するにあたり、「その領域内にあり、and¹³ その管轄の下にある」という文言は障害とならないとの見解を示している。¹³

また、二〇〇四年に提示された一般的意見 (General Comment) 三二において、規約人権委員会は、規約二条一項は、締約国をして規約規定の諸権利を当該締約国の支配または実効的コントロール内にあるすべての者に対して尊重・確保させることを意味する。締約国の負うこの義務は当該締約国の領域外にある者に対しても及び、領域外で活動する締約国の軍隊の支配または実効的コントロールの下にある者についても同様であるとした。¹⁴

第三に、規約上の機関ではないが、国際司法裁判所 (以下、ICJ) は、パレスチナ占領地域における壁建設の法的結果に関する事件勧告的意見 (二〇〇四年)¹⁵ において、締約国の領域外での規約の適用可能性を検討し、それを肯

定した。I C J によれば、規約二条一項の「その領域内にあり、and、その管轄の下にあるすべての個人」という文言は、締約国の領域内にあって、かつ、その国の管轄下にもある個人だけをカヴァーすると解釈されうるのみならず、領域内にある個人および管轄下にある個人の双方をカヴァーすることも解釈されうる。⁽¹⁶⁾ 国家の管轄権が主要には領域的だとしても時として領域外で行使される。また、規約の趣旨および目的を考慮すれば、国家はその管轄権を領域外で行使する場合にも規約の規定に服さなければならぬと考えるのが自然であるとした。⁽¹⁷⁾

同勧告的意見において I C J は、自己の解釈を根拠づけるものとして、第一に、締約国が国外で管轄権を行使する際にも規約の適用を認めた規約人権委員会の個人通報の先例、第二に、規約の準備作業によれば起草者は締約国が領域外で管轄権を行使する際に規約上の義務の逃避の許容を意図していなかったと解釈されること、第三に、イスラエルのパレスチナ占領地域での行為に関して規約の適用を認める規約人権委員会の結論的所見 (Concluding Observations) をあげている。⁽¹⁸⁾

以上をふまえると、規約の締約国としての責任は地理的にその領域内に限定されるという解釈は必ずしも説得力を持たないといえるだろう。⁽¹⁹⁾

2 時間的適用範囲

「被拘束者」の多くが、九・一一事件に起因するアフガニスタン攻撃の最中にアフガニスタンにおいて捕捉され、その後、グアンタナモ基地に移送され、そこで拘束されているという事実は規約の適用に影響を与えることになるか。国際法的にみてアフガニスタン攻撃は同国 (旧タリバン政権) と合衆国との間の国際的な武力紛争状態を引き起こしたと評価すると (とはいえ、その武力紛争状態は一二月、カルザイ新政権の誕生により終結したともいえるが)、同

攻撃期間中に捕捉された「被拘束者」は、戦時、すなわち、国際的武力紛争時において捕捉されたといつてよいと思われる。したがって、規約の「被拘束者」への適用可能性について検討する場合、規約が武力紛争時において適用されうるかということも検討することが必要となる。

この点に関し、規約人権委員会は二〇〇三年イスラエルに対して提示した結論的所見において、次のように結論づけている。

「11. 「規約人権」委員会は、規約が、「イスラエル」それ自身の領域を越えて、とくに西岸とガザ地区においてこの地域における武力紛争状態が存在している期間、適用されないと締約国（イスラエル）の立場に留意した。委員会は、イスラエルの第一回報告書に対する結論的所見（一九九八年八月一日、CCPR/C/70/Add.93）の第一〇項で既に示したように武力紛争時における国際人権法レジームの適用は、国民の生存を脅かす公の緊急事態に関する四条を含め、規約の適用を阻害することはないとの見解を再言する。また、国際人権法の適用レジームは、規約二条一項の下、占領地域を含め、それ（締約国）自身の領域外での国家機関の行為に起因する締約国の責任を生ぜしめないことにはならない。したがって、規約人権委員会は、目下の状況下、規約に規定される権利の享受に影響を与える、これら「イスラエル占領」地域での「イスラエル」国家機関またはその代理人（agent）の行動であつて国際公法の原則の下、イスラエルの国家責任の範疇に含まれるもの一切につき、規約の規定が占領地域の住民のために適用されることを再言するものである。」

また、一般的意見三一において規約人権委員会は「規約は、国際人権法の規則が適用される武力紛争状態においても適用される。規約の権利の一定のものについては、国際人権法上のより具体的な規定が、規約の権利の解釈という目的のために特に関係を持つかもしれないが、両分野の法は相互に排他的ではなく、補完的である」とした。⁽¹⁾

次にICJは、核兵器使用の合法性事件勧告的意見（一九九六年）において、核兵器使用は規約六条が保障する生命権を侵害するという核兵器使用違法論者に対する反論としての、規約は戦争や武器について規定を設けておらず、核兵器の合法性が規約により規制されるとは認識されてこなかったこと、また、規約は平時における人権の保護に向

けられており、敵対行為時における生命の違法な損失は、武力紛争に適用される法規により規律されるとの指摘に対して、規約四条の効力停止条項に基づき効力停止が認められる規定を別として、規約の保護は武力紛争時であっても停止されないと述べている。⁽²²⁾ ICJは続けて、生命権は効力停止されない権利であり、生命を恣意的に剥奪されない権利は敵対行為時にも原則適用されるが、なにが生命の恣意的な剥奪に該当するかは、特別法 (*lex specialis*)、すなわち、敵対行為を規制することを目的とする武力紛争時に適用される法によって決定される。したがって、戦時、ある種の兵器を用いたことによる生命の損失が規約六条によって禁止される生命の恣意的な剥奪に該当するかどうかは武力紛争に適用される法を参照することによってのみ決定され、規約の文言そのみから導出されるのではないとした。⁽²³⁾

このように、ICJは、武力紛争時、規約を含む国際人権法は国際人道法の適用に取って代わられる場合があることを示した。もつともこれは、武力紛争時における核兵器という特定の武器の使用という文脈での国際人権法(生命の恣意的な剥奪を禁止する規範)と国際人道法(文民と戦闘員を区別する規範および不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁止する規範)の相互関係を述べたもので、文脈が異なれば一般法と特別法の関係もこれとは違ったものとなる可能性は否定できない。⁽²⁴⁾

また、ICJは、前述したパレスチナ占領地域における壁建設の法的結果に関する事件勧告的意見において、規約の保護は効力停止条項の作用として効力停止が認められる場合以外、武力紛争時であっても停止できないとの、核兵器使用の合法性事件勧告的意見でのICJ自身の見解に触れた後、規約四条において規定されているものと同種の効力停止条項の効果を除き、人権条約が与える保護は武力紛争時にも停止しないと考えることと述べた。⁽²⁵⁾ ICJは、このように国際人道法と国際人権法が並存状態に入り込む事態が想定されることをふまえ、それらの相互関係につい

では、権利がもつばら国際人道法の規律事項である場合、権利がもつばら国際人権法の規律事項である場合、権利が双方の規律事項である場合が考えられると述べる。⁽²⁶⁾ その上で、ICJが諮問されている壁建設の法的結果に答えるためには、国際人権法と特別法 (*lex specialis*) としての国際人道法双方を考慮しなければならないと述べ、⁽²⁷⁾ 武力紛争時において人権条約が適用されることを再確認している。⁽²⁸⁾

こうして、ICJも、規約人権委員会と同様、その勧告的意見において武力紛争時における規約の適用可能性を認めた。

かくして、前節での結論をも前提にすれば、規約が武力紛争時における締約国の領域外での行為にも適用されるということに障害はないといえるであろう⁽²⁹⁾ (強調筆者)。

3 公の緊急事態における例外

(1) 公の緊急事態 規約は領域の内外を問わず、かつ、戦時・平時を問わず、適用されうる。しかし、規約は「国民の生存を脅かす公の緊急事態」において規約に基づく義務の効力停止を認める(四条)。⁽³⁰⁾ 宮崎繁樹は「国民の生存を脅かす公の緊急事態」を「通常時の法令によつては処理できない緊急かつ広汎な擾乱状態」とし、それに該当する事例として「戦争、内乱の場合が多いが、それ以外に大災害、広域伝染病、大恐慌」⁽³¹⁾ などをあげる。

合衆国が直面している状況もまた規約にいう「公の緊急事態」に含まれるものとすれば、本条の下、合衆国は規約の定める義務からの離脱をすることができることとなる。しかし、効力停止が規約上適法と評価されるには一定の要件を満たしていなければならない。すなわち、実体的要件として、効力停止措置が①事態の緊急性が真に必要とする限度において認められるにすぎないとする均衡性要件、②当該締約国が国際法に基づき負う他の義務と抵触しては

ならないとする他の国際規範上の義務との整合性要件、③人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身のみを理由とする差別を含んではならないとする非差別要件(四条一項)、さらに、手続的要件として、①当該締約国は公の緊急事態の存在を公式に宣言すること(宣言要件)、②当該締約国は効力停止される規定はどれかおよびその理由を国連事務総長を通じて他の締約国に通知しなければならないということ(通知要件)(四条三項)である。ここでは、これらの要件について検討を加える。

(2)実体的要件 合衆国は公の緊急事態を宣言しうるか、まず、実体的要件からみていく。

第一に、整合性要件について。規約人権委員会が二〇〇一年に提示した一般的意見二九は、本要件にいう「国際法に基づき負う他の義務」に該当しうるものとしてとくに国際人道法上の義務をあげている⁽³³⁾。また、同意見はこの義務の規定形式として条約あるいは一般国際法は問われな⁽³⁴⁾とする。したがって、条約形式の義務としては、武力紛争犠牲者保護に関する一九四九年のジュネーブ諸条約および一九七七年のその追加議定書⁽³⁵⁾ならびに規約以外の人権条約が「国際法に基づき負う他の義務」に含まれるといえる。

第二に、均衡性要件について。一般的意見二九によれば、効力停止を行う締約国は、緊急事態を宣言するに至った詳細な正当化事由のみならず、その宣言に基づいて具体的にとられる特定措置に関する同様の詳細な正当化事由を提示することが求められる。締約国は、たとえば、自然災害、暴力行為を伴う大衆行動または大規模な産業事故において、事態が国民の生存を危うくする事態を構成する状況であることのみならず、すべての効力停止措置が当該状況のために厳に要求されることを説明できなければならない⁽³⁶⁾。このように規約人権委員会は、効力停止がそれを決断させるに至った危機との関連性を有していなければならないことを指摘する。

また、規約と同一の文言を規定する欧州人権条約一五条⁽³⁷⁾に関して示された先例を参考としてみる。ローレス

(Lawless) 事件において、欧州人権裁判所はアイルランド政府が通常の法の適用によっては同国を脅かす増大する危険を抑止しえなかつたと認定⁽³⁸⁾、テロ行為を行うことが疑われる者に対する行政拘禁が、その重大さにもかかわらず、同国が直面している事態が要求する措置の範囲内にあるとする一方、国境封鎖は、事態の緊急性が求める限度を越えて国民全体にとってきわめて深刻な影響を及ぼしてしまふと述べている⁽³⁹⁾。このように、同事件で欧州人権裁判所はアイルランド政府のとつた措置の適切さを他の措置との比較において検討している。

また、アイルランド対英国事件において、欧州人権委員会は、一方で、北アイルランドにおいて一五条にいう国民の生存を脅かす公の緊急事態が存在していることを認め⁽⁴⁰⁾たが、他方で、高いレベルの暴力行為が存在していることから自動的に効力停止が認められるわけではなく、緊急事態とそれに対処するために選択される措置との間に関連性(link)があり、加えて、効力停止の濫用を防ぐため、あらかじめ保障手段が具備されることが必要であると述べている⁽⁴¹⁾。

これらの先例を整理してみると、人権規定の効力停止はおおむね、次のような基準を満たすことが求められるといえよう。すなわち、①通常の法体制では緊急事態に対処できず効力停止が必要であること、②緊急事態と事態に対処するために選択される措置との間に関連性があること、③効力停止の濫用による人権侵害を防ぐため、あらかじめ保障手段が備わっていることである⁽⁴²⁾。規約の均衡性要件が満たされているか否かを考える際にもこれらの基準は有益となるろう。

第三に、非差別要件について。本要件は、効力停止が「人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身のみ」を理由とした差別を含んではならないとする。効力停止が禁止されるとここに列挙されている事由は、規約二条一項および二六条⁽⁴³⁾において規定される差別禁止事由より少ない。すなわち、差別禁止規定のなかには効力停止できる規範

と効力停止できない規範があることになる。⁽⁴⁵⁾ そのため、かつて戦時において敵交戦国の国民を、自国民や同盟国国民あるいは中立国国民と異なつて処遇したことが散見されたが、このように効力停止を当該個人の国籍に応じて実施することは許容される余地がある。⁽⁴⁶⁾ また、「のみ」(solely)の語を含んでいることから、たとえ規定に掲げる差別があつても、それ「のみ」が理由でなく、他に正当な理由を含んでいるなら許容される。⁽⁴⁷⁾

(3) 手続的要件 続いて、手続的要件についてみる。

宣言要件について。本要件は、締約国の憲法または法律に定められている条件に従つて権限のある機関が「公の緊急事態」を宣言することを求める。⁽⁴⁸⁾ しかし、宣言の仕方は特定されず、公のものとなつていればよいとされる。⁽⁴⁹⁾

通知要件について。規約人権委員会は、一九八一年に提示された一般的意思見五において、締約国が、効力停止のなされた規定、効力停止に至つた理由を事務総長を通じて他の締約国に直ちに通知することを「義務づけられる」(is...under an obligation)⁽⁵⁰⁾ とし、①効力停止のなされた規定および②その理由の通知の義務的性格を認めていた。一般的意見五の代替版にあたる一般的意見二九では、過去になされた通知の多くが手短なものであつたことにかんがみ、通知には、関連国内法の文書を添付し、効力停止としてとられる措置に関する完全な情報と当該措置をとる理由の明確な説明が含まれるべきであるとしている。⁽⁵¹⁾ また、効力停止措置に変更が加えられた場合には追加的な通知が求められるとしてゐる。⁽⁵²⁾

—それでは通知義務違反が生じた場合の効果はいかなるものか。このことに関して、ウルグアイ政府のつた措置により人権侵害を受けたと主張する個人からの通報に関する事例⁽⁵³⁾において、規約人権委員会は「効力停止を行う実体的権利は規約四条三項に従つた形式的な通知の有無に左右されない」と述べている。⁽⁵⁴⁾ ここから規約人権委員会は通知義務に違反したからといって効力停止措置それ自体が無効になるわけではないと考えていることがわかる。しかし、同

時に締約国が規約四条三項の下で求められる効力停止の正当化事由それ自体を提示しなければ、規約人権委員会は当該締約国において規約が規定する通常の法的制度からの逸脱を合法化する正当な理由があるとは結論できないとも述べている。ジョゼフ・シユルツ・カスタンは、締約国が実施しようとする効力停止に関連する事実、たとえば、当該緊急事態の詳細な性質および切迫性といった事実を提示することを怠り続けることは、効力停止の正当化における締約国としての証明責任を怠ることになり、したがって、自己の行為を四条に基づき弁護することが否定されるだろうと述べているが、⁽⁵⁶⁾通知要件に従わないことが効力停止を無効とさせるとまでいっているわけではないであろう。マンフレート・ノバック (Manfred Nowak) も、通知要件は、他の締約国および規約人権委員会による国際的監視に資する措置であつても、それが効力停止を合法化させる条件ではないとしている。⁽⁵⁷⁾

(4) 効力停止できない権利 なお、緊急事態にあつても効力停止を禁じられる権利がある。規約四条二項はそれに該当するものとして、①生命権 (六条)、②拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱い・刑罰の禁止 (七条)、③奴隷の禁止 (八条一項および二項)、④債務不履行による拘禁の禁止 (二一条)、⑤遡及処罰の禁止 (二五条)、⑥法の前における人としての承認 (一六条)、⑦思想、良心および宗教の自由 (二八条) を列挙している。規約人権委員会は一九九四年に提示された一般的意見二四において、これらの権利が効力停止できないとされた理由として、一般論的に効力停止できない権利の重要性を指摘した上で、第一に、債務不履行による拘禁の禁止 (二一条) のように、効力停止があつたとしてもそれが国家緊急事態時の正当な統制とは関係ないためという理由、第二に、良心の自由のようにそもそも効力停止が実際には不可能なためという理由、第三に、拷問の禁止や生命の恣意的な剥奪を禁止する規範のようにそれがなくては法の支配が成り立たないだろうゆえ、まさしくその効力停止が許されないためという理由をあげている。⁽⁵⁸⁾

4 合衆国が直面している状況

以上をふまえ、合衆国が直面している状況について考えてみる。

合衆国は「被拘束者」の処遇について規約上の責任を問われる可能性がある。なぜなら、たとえば、「被拘束者」が合衆国市民でなく、合衆国の領域外において抑留されており、かつ、当該抑留が武力紛争下での措置とされていても、規約が適用される余地があるからである。

合衆国としては規約四条が規定する効力停止を援用することはできるであろう。しかし、適法な効力停止といえるには前述した実体的・手続的諸要件を満たしている必要がある。九・一一事件後、合衆国大統領は、テロリズムとそれがもたらす脅威を理由とした国家緊急事態の宣言を発出した。⁽⁶⁵⁾これは公の緊急事態を公式に宣言するものと解釈できよう。とはいえ、合衆国は、九・一一事件を起因として規約の効力停止をする旨の通知を行っていないようである。⁽⁶⁶⁾

また、「被拘束者」の処遇は、合衆国が締約国となっている捕虜条約、文民条約、拷問等禁止条約上の規定との整合性も問われる(整合性要件)。さらに、「被拘束者」を合衆国市民と別異に取り扱うことは一概には否定されないといえ(非差別要件)、外部との接見交通を相当程度遮断した上で長期に渡り、抑留しているという状況(詳細については後述)が事態の緊急性が真に必要なとする限度内にあるものか、検討する余地はあろう(均衡性要件)。

また、仮に合衆国が直面している状況が規約四条一項および三項に基づき適法に規約からの効力停止を許容するよ
うな状況であったとしても、効力停止できないとされた権利の効力の停止は許されないことはいうまでもない。

二 規約と被拘束者

1 被拘束者の状態

前章における検討をふまえ、合衆国の「被拘束者」に対する処遇が同国の規約締約国としての責任を発生させるか。このことについて検討するに際し、まず、彼らの拘束状況はどのようなものか考えてみる。各「被拘束者」において異同はあると思われるが、共通して認められること、そして、一応真実と思われることは次のようである。⁽⁶¹⁾

第一に、「被拘束者」は、およそ二メートル四方の、金網で覆われた、一見すると鳥かごのような収容房のなかに一人ずつ拘束されている。第二に、合衆国軍による尋問を受ける。尋問は午前零時を過ぎても継続されることがある。その目的はアルカイダをはじめとするテロリストネットワークに関する情報を収集するためである。第三に、手紙による親族との通信、赤十字国際委員会の職員による訪問、国籍国の外交官による訪問は許容されているが、弁護士との接見はこれまできわめてわずかの例外を除き許容されていない。⁽⁶²⁾ 第四に、合衆国軍が協力的であると認定した場合にかぎり、独居房から雑居房へ移送され、同時に食事内容も改善され、および与えられる被服も変更される。第五として、三〇回を越える自殺未遂事件があった。⁽⁶³⁾ 第六として、大半の者が、告発または起訴されることもなく抑留され続けている。⁽⁶⁴⁾

以上が、合衆国が「被拘束者」に対して課している状況である。しかし、合衆国は、このような状況は規約によって規律されないとしている。合衆国によれば、「グアンタナモにおいて拘束されている者たちは、敵対行為の継続中において捕捉されたかまたは敵勢力 (*hostile forces*) を直接に支援する敵戦闘員なのである。」⁽⁶⁵⁾ 拘束を規律するのは戦争の法規・慣例であって、戦線に復帰することを防止するために彼らを拘束し続けることは同法により許容されると

いう。⁽⁶⁵⁾二〇〇一年一月に大統領は、外国人テロリストを戦争犯罪の廉で軍事委員会において裁くことを規定する軍事命令を発出したが、この中で大統領は、テロリストが犯した事件が武力紛争状態を創設したといい、したがって、この攻撃に関与した者を規律する法は戦争法であるとしていた。⁽⁶⁷⁾

しかし、第一章においてみたように、規約の適用は武力紛争時においても停止されない。ただし、規約の規定は特別法たる国際人道法に違背しない形で適用されなければならない。

以下、「被拘束者」の処遇をめぐり、規約上合衆国の責任を生ぜしめうると考えられる規約七条はいかなる内容であるのか、このことについて検討する。⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾

2 規約七条

規約七条は、①拷問、②残虐な、非人道的な取扱い、③品位を傷つける取扱い（各々刑罰としてのそれを含む）、および④強制的な医学的・科学実験を禁止している。

①の拷問をはじめ、七条にいう諸行為は具体的にはどのような行為を意味するのか。このことについて規約は語ることをしない。⁽⁷⁰⁾本条で禁止される諸行為に関して規約人権委員会は一九九二年に提示した一般的意見二〇において「委員会は、禁止される諸行為のリストを作成する、または「同条対象の」様々な種類の刑罰もしくは取扱いの間に明確な区別を確立することが必要であるとは考えない。」「その区別は、問題となる取扱い (treatment applied) の性質・目的・度合いに依存する」と述べるに止まっている。⁽⁷¹⁾

また、個人通報を通じた具体的な事件処理から提示された見解のなかにも、諸行為間の明確な区別がつきにくいものがある。規約人権委員会は、ドミニカ国籍の者が人権擁護団体の指導者としての活動を理由に自宅で逮捕され、そ

の後、すでに一二五名が収容され、スシ詰め状態であった二〇メートル×五メートルの監房において五〇時間に渡り留置されていたという事件（なお、狭小な空間のため、排泄物の上に座らざるをえない者もなかにはいたし、拘束初日は糧食を与えられなかったという）において、品位を傷つける取扱いがあったと認定した。⁽⁷²⁾しかし、この事件では通報者の拘束中に受けた行為が「非人道的で品位を傷つける取扱い」(inhuman and degrading treatment)と、非人道的な取扱いがかわせて認定されているため、両者の区別は難しくなってしまう⁽⁷³⁾。

この点、「拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を受けることからすべての人を保護することに關する宣言」(拷問等禁止宣言)⁽⁷⁴⁾は一条二項において拷問を、残虐な、非人道的な取扱い(刑罰を含む)または品位を傷つける取扱い(刑罰を含む)の「加重された(aggravated)形態」と表現し、拷問等禁止条約は一六条一項で、残虐な、非人道的な取扱い(刑罰を含む)または品位を傷つける取扱い(刑罰を含む)を「拷問にまで至らない(do not amount to)」行為として性格づけているが、このことは、諸行為の間に一定の差異があること、そして、その差異の基準は、加えられた苦痛の強度にあることを示しているといえる。⁽⁷⁵⁾

いずれにせよ、規約人権委員会七条規定の諸行為間の明確な区別には積極的な価値をみだしていない。それは委員会の具体的な事件処理にも反映しているといえる。とはいえ、試みに七条違反を構成すると認定された諸事例をあげると次のようである(カッコ内は、その事例が何にあたと認定されたかについて)。

① 殴る、蹴るのみならず、電気ショックを加えられ、後ろ手に縛られたままつるし上げられ、窒息寸前まで水中に顔を沈められたり、足を開かれ腕を上にあげられたまま二〇時間に渡り、立たされたという行為(肉体的拷問)⁽⁷⁶⁾。

② 電気のござりて両手を切断するという脅し(精神的拷問)⁽⁷⁷⁾。

③ 外部との連絡を絶たれたまま懲罰房に閉じ込められたこと(非人道的な取扱い)⁽⁷⁸⁾。

④ 一年間に渡り、親族との手紙による通信を絶たれていた独房拘禁（ただし、赤十字国際委員会の職員による訪問はあった）（非人道的な取扱い）。

⑤ 五〇時間に渡り不衛生な監房にスシ詰状態で拘禁された（初日は水と食料を与えられなかった）（品位を傷つける取扱い）⁽⁶⁾。

⑥ 「檻」(cage) に入れられた姿を報道陣向けに公開する（品位を傷つける取扱い）⁽⁷⁾。

3 被拘束者の処遇をめくり規約七条の下で合衆国が負う責任

以上のような規約七条下の責任を問われうるかといえ、必ずしもそうではない。とりわけ、「被拘束者」全体に課している処遇について規約七条下の責任を問われうるかといえ、必ずしもそうではない。とりわけ、「被拘束者」の処遇が規約七条により禁止される拷問に該当するということは、個別の事例においてそれが証拠によって立証される場合を別として困難である。他方で、相当制限された外部交通の下、大半が告発または起訴されることもなく、時おり尋問を受けるのみで、一種の独房において、協力的な態度をみせないかぎり、継続的に拘置されている（当然二〇〇二年初旬より抑留されている者もいる可能性がある）という状態が、拷問には至らないその他の一定の禁止される行為にも該当しないと断言することは、文脈によつて参照すべき規範が国際人道法基準に準拠した規約七条であったとしても困難であるようにも思われる。しかし、合衆国は規約批准に際して、本条に関する留保を付している。したがって、ここでは、この留保について検討することを通じ、本条の下、合衆国が引き受けた責任の範囲について検討する。

(1) 規約七条に付された合衆国の留保 合衆国の留保は、「合衆国は、『残酷な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰』とは合衆国憲法の第五、第八および（または）第一四修正によつて禁止されている残酷で例外的

な (cruel and unusual) 取扱ひまたは刑罰を意味するとかぎりて七条に拘束されると考へる」⁽⁸⁵⁾ というものである。

合衆国は、七条に対する留保の理由を大要次のように説明している。すなわち、権利の章典 (Bill of Rights) が既に実質的に同一の保護を付与している。規約人権委員会は、欧州人権裁判所のゼーリンク (Soering) 事件判決と同様に、死刑に関する事件に関して長期化した司法手続は「待死刑恐怖現象」(death row phenomenon) をもたらし、一定の事情の下では七条が禁止する取扱ひまたは刑罰にあたるという見解を採用しているが、⁽⁸⁶⁾ 合衆国では合衆国憲法上死刑に関する司法手続は合憲性の審査に繰り返し耐えねばならないゆゑに七条に対する留保が必要であること、また、規約人権委員会は体罰や独房拘禁の一定の措置にも七条の禁止を拡大してきているが、このような拡大を合衆国憲法の禁止の範囲内にとどめておくためには留保が必要であつたと。⁽⁸⁷⁾ ただし、この留保に対しては、九つの締約国が異議を表明した。その主要な理由は、七条により認められた権利は、規約四条二項によって国民の生存を脅かす緊急事態が宣言された場合であっても効力停止できないと定められている最も基本的な権利であり、それから離脱するような留保は規約の趣旨および目的と両立しないといふものであつた。⁽⁸⁸⁾

(2) 留保の許容性の判断基準 規約の規定に対する所与の留保の許容性を判断する基準は、条約法に関するウィーン条約 (以下、条約法条約) 一九九〇(c)において表現されている「付された留保と条約の趣旨および目的の両立性」の基準 (以下、両立性の基準) であるといつてよい。⁽⁸⁹⁾ ただし、この両立性の基準はその概念自体曖昧なものである。そもそも規約の趣旨および目的はなにか。このことについて規約人権委員会は、一般的意見二四において「規約の趣旨および目的とは、一定の市民のおよび政治的権利を定義することにより、法的に拘束力のある人権基準を作り出すこと、かつ、批准国にとって法的拘束力のある義務枠組みのなかにそれらの人権基準を位置づけること、そして、約束された義務の有効な監督機関を提供することである」とする。⁽⁹⁰⁾ しかし、規約人権委員会による規約の趣旨および目的

に關するこの説明は非常に抽象的であり、これに従つて所与の留保の両立性を判断することは困難である。⁽⁸⁵⁾

(3) 許容されないと考えられる留保 規約人権委員会が、規約の趣旨および目的に關する自己の説明の抽象性を意識していたかどうかは定かでないが、委員会は両立しないと考えられる留保について順に例示をし、説明している。以下、規約七条に付された合衆国の留保の、規約の趣旨および目的との両立性を検討するにあつて指針となると思われる部分にかぎり、一般的意見二四のなかから抜き出してみる。

「8. 強行規範を侵害する留保は規約の趣旨および目的と両立しないであろう。国家間の諸義務の相互交換を定めるにすぎない条約においては、締約国間で一般国際法の規則に留保を付することは許容されるが、国の管轄権内にある個人の利益のためにある人権条約の場合にはそうではない。したがつて、国際慣習法を（そしてそれらが強行規範の性質を持つ場合にはなおさらのこと）表現した規約の規定は留保の対象とはなりえない。したがつて、国家は…拷問を行い、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰に…人を従わせる権利を保持することはできない。…」

「10. さらに委員会は、いくらかの範疇の留保が「趣旨および目的」基準を侵害することがあるかを検討した。とくに、効力停止できない規約の規定に対する留保が規約の趣旨および目的と両立するかどうかについての検討を行った。規約中の権利の重要性について階層性があるわけではないが、一定の権利の実施は国家の緊急時といえども停止することができない。このことは効力停止できない権利の大きな重要性を強調するものである。しかし、規約九条や二七条のように深遠な重要性を有する権利のすべてが実際に効力停止できないものとされたわけではない。一定の諸権利が効力停止できないとされた理由の一つは、それらの停止が国家緊急事態の正当な統制とは關係がないということにある（たとえば、二一条の債務を理由とする拘禁の禁止）。他の理由は、効力停止が實際上不可能であるということにあるかもしれない（たとえば、良心の自由）。同時に若干の規定はそれがなくては法の支配が成り立たないという理由からまさしく効力停止不可能といえる。緊急時における国の利益と個人の権利の間にもたらされるべき均衡について厳密に定めている四条それぞれ自体に対する留保は、この範疇に入るだろう。また強行規範としての地位を持つという理由によりどのような場合でも留保できない若干の効力停止できない個人の権利もまたこの性質を有する。拷問の禁止や生命の恣意的な剥奪の禁止がこの例である。一方で、効力停止できない規定に対する留保と規約の趣旨および目的を侵害する留保の間には自動的な相関關係は存在しないが、他方で、国はそのような（効力停止できない規定に対する）留保を正当化するためには重い牽証責任を負うのである。」

このように、一般的意見二四は、規約の趣旨および目的と両立しない留保として、まず、強行規範を侵害する留保をあげる。次いで、国家間の相互的な権利・義務の束である条約とは異なる人権条約の特殊性を基盤として、人権条約において法典化されている国際慣習法規範に対する留保についても、それが規約の趣旨および目的と両立しない留保にあたると判断したようにもみえる。さらに、国民の生存を脅かす公の緊急事態の際においても効力停止できない権利に対して付された一部の留保をあげる。

このことを前提に規約七条に対する留保について考えてみる。本条は、拷問およびそれに至らないその他の一定の行為を禁ずる。拷問の禁止それ自体が強行規範となっていることについて、それを否定することはもはや困難であろう。しかし、拷問に至らないその他の行為が同様の地位にまで高められているといえるかは定かではない。また、規約規定の国際慣習法性を理由とした留保の禁止については、このような命題それ自体議論のある一つの主張にすぎず、人権条約が個人の権利を保護する条約であるという特殊性を持ち出しても、それがこの命題の決定的な証拠として説得力を持つかは疑わしいと指摘されている。規約七条については、一方で、拷問の禁止が国際慣習法であることにおよそ見解の一致をみいだすことができるとしても、他方で、拷問に至らないその他の行為の禁止も国際慣習法となつているか。このことについては、規約人権委員会の安藤仁介委員が「拙見では、B規約に規定された多くの人権は、コメントの挙げた事例も含めて、その殆どが条約上の権利であるにすぎず、条約を離れた慣習国際法上の権利ではないと考えられる」とする。このように、規約に規定されたほとんどの権利が条約上の権利であると考えられるとの指摘もあり、拷問に至らないその他の一定の行為の禁止の国際慣習法性についてもその強行規範性とともに不明確であるといわざるをえない。さらに、規約人権委員会は、公の緊急事態においても効力停止できない権利に対する留保の許容性につき、緊急事態においても効力停止できないということと規約の趣旨および目的と両立しないという

ことは自動的には同一ではないとして、効力停止できない権利に対する留保が直ちに両立性の基準に反するという考え方を採用しなかった。しかし、それなしには法の支配が成立しないという理由で効力停止不可能な規定や強行規範としての地位を持つ規定についてはやはり留保できず、効力停止できない権利について留保を付する国はその留保の正当化に重い举证責任が伴うとした。したがって、規約七条についての留保は、直ちに禁止されるということにはならず、それが許容されるものかどうかはその内容次第ということになる。⁹⁶ 前述したように合衆国の付した留保は「合衆国は、『残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰』とは合衆国憲法の第五、第八および(または)第一四修正によって禁止されている残酷で例外的な (cruel and unusual) 取扱いまたは刑罰を意味するといふかぎりで七条に拘束されると考える」というものである。合衆国がこのような留保を付した理由は、第一に、憲法上、死刑執行までに必然的に要する期間の問題、第二に、体罰の問題、第三に、独房拘禁の一定の事例の問題にあつたといえる。このような説明から、規約七条が当該留保によってどれだけ縮減されることになるのか、それ自体を正確に推し量ることは困難であるにしても、拷問までに至らないその他の一定の行為の禁止から免れようとするものであることは間違いない。先に述べたように、拷問の禁止は既に強行規範の地位にある。そうであるとすれば、規約七条の趣旨は拷問までに至らない一定の行為であつても広く禁止の対象にすることにありと考えられないではない。しかも、規約七条は形式としては同条全体として効力停止できないとされていることをもあわせて考慮すれば、合衆国の本条に対する留保は両立性の基準をクリアーしていないと考える余地もあるのではないか。なお、規約人権委員会、合衆国の第一回国家報告に対する結論的所見において、同国の規約七条に対する留保が、六条五項に対する留保とともに規約の趣旨および目的と両立しないと信ずると懸念を表明し、その再考および撤回を勧告している。⁹⁷

- (4) 留保の判定権者と許容されないと判定された留保の効果 さらに、留保の判定権は誰に帰属するのか。そして、

許容されないと判定された留保の効果はいかなるものか。これらのことについて、一般的意見二四は、特定の留保が規約の趣旨および目的と両立するかどうかは必然的に規約人権委員会の仕事である。受諾できない留保の通常の効果は、留保が一般的に持つ可分性に基づき、留保のみの利益が消滅する。そのため、規約は留保国に対して有効に作用することになるとの見解を提示している⁽⁹⁸⁾。それゆえ、この見解に従えば、合衆国が付している規約七条に対する留保が、前述の諸基準に照らして両立しないとして委員会によって無効と判断される可能性はある。しかも、規約人権委員会によって一旦許容されないとされた留保の効果は、留保可分論のためにあたかも当初から当該留保が付されていなかったごとくのものとなる場合もある。それゆえ、合衆国は規約七条が締約国に課する義務をフルに負うということにもなる。

(5) 一般的意見二四に対する合衆国の見解 規約四〇条五項に従い、合衆国は一般的意見二四を批判する見解を提出した。同様にイギリスおよびフランスも批判的見解を提示した⁽⁹⁹⁾。ここでは、「被拘束者」の処遇の規約上の責任という本稿の主題との関係で合衆国の見解を検討する。

合衆国は、付された留保の許容性判断基準としての規約の趣旨および目的との両立性については批判をしていない。しかし、同国は、まず、強行規範に対する留保は許容されないとする点に対して、国は、規約に留保を付することを通じて強行規範から自己の責任を免除することができないことは明白であるにしても、国が、その国が負う規約上の義務からある強行規範を除外するという趣旨の留保を付すことを通じて当該規範を規約の実施手段の一つから除外することを選択することまでできないか否かは定かではないとし、国際慣習法でもある規約の規定に対して留保を付することができる点については、一般的意見二四が包括的なやり方で数多くの規定を国際慣習法としているが、そうは思えないこと、仮にある規則が国際慣習法化されているとしても、慣習法規則の正確な外延と意味の検討

がなされなければならない、国際慣習法となつている規約の規定に留保を付せないという命題そのものが国際法上全く支持されないし、かつ、国際法に反するといふ^(四)。

次いで、許容されない留保の判定権者として規約人権委員会が機能するという点については、規約のスキームからみて、締約国は規約人権委員会が行う規約の解釈に対して効果を与えなければならない義務を負つてはおらず、同様に、委員会は規約に対する決定的なまたは拘束力ある解釈を行う権限を与えられてもいない、規約の起草者は委員会にこの種の役割を付与することもできたが、慎重にそう選択しなかつた、委員会の立場は興味深いが規約のスキームと国際法に違反しているとした^(五)。

さらに、許容されない留保の効果として可分論に基づく留保利益の消滅という点については、合衆国の批准書に含まれる留保は規約に拘束される同国の同意の不可分の一部を構成するのであり、仮に留保のいずれかが無効 (ineffective) であれば、批准全体が無効となる、留保の効果および留保に対する異議申立の効果については、条約法条約二〇条および二一条に従い、留保国と異議申立国の間において①条約の残余の部分が効力を有するか、または②条約は全く効力を生じないか、二つに一つであり、いずれを選択するかは同条約二〇条四項(c)により異議申立国に委ねられている、ある規定に拘束されることを明示にしりぞけた国がなんらかの法的擬制に基づき、当該規定に拘束されるということは考えられないとした^(六)。

いずれにせよ、合衆国は現在も七条に対して留保を付している。一般的意見二四によつて規約人権委員会が提示した見解に従えば、当該留保は許容されないとされる可能性があり、しかも、一般的には、留保可分論により、許容されないとされた留保の効果としては、当初から留保が付されていなかったごとくのものとなるので、「被拘束者」全体の処遇に関して合衆国が七条違反を問われうる可能性は高くなる。これに対し、合衆国の見解に従えば、そもそも

同国の付した留保は両立性の基準に照らして許容される範囲内のものである。また、規約人権委員会は留保の許容性の判定権を持つてはいない。仮に留保が許容されないものとして、他締約国から異議申立があつたとしても、そこでの効果は、他締約国が異議申立を行う際に合衆国と当該異議申立国の間の規約関係の発生の否定までを行わないかぎり、七条が留保の限度で適用されない、ということになり、合衆国の留保を黙認した締約国との関係（留保の限度において七条が変更される）と中身において同一である。そうであるとすれば、合衆国の規約七条下の責任は留保の範囲で縮減され、「被拘束者」の処遇に関して同国の違法性を問うことは困難となる。⁽⁹⁾

むすび

グアンタナモの「被拘束者」の処遇をめぐることは、移送当初より厳しい批判が絶えない。試みに新聞で報道された近年の事例をあげてみる。①「被拘束者」を下着姿で椅子に座らせ手足を床にボルトで固定し、冷房を最大にして最長一四時間大音響のロック音楽を聴かせた（看守や情報収集担当官の目撃証言⁽¹⁰⁾）。②合衆国軍の女性尋問官が、妻でない女性との接触を禁じるイスラムの教えを逆手にとり、扇情的な服装をしたり、胸部を「被拘束者」に擦りつけたりする尋問手法を複数回行った（合衆国軍通訳官の目撃証言⁽¹¹⁾）。③(i)収容施設の警備員が「被拘束者」のコーランを蹴った、(ii)尋問官が「被拘束者」のコーランを踏みつけた、(iii)警備員が水の入った風船を収容房に投げ、コーランが濡れた、(iv)英語版のコーランに猥褻なことが書き込まれてあり、それをしたのは警備員の可能性がある、(v)警備員が外で排尿し、それが風に流され、収容房の「被拘束者」とコーランにかかった (i)から(v)まで合衆国南方軍の報告書⁽¹²⁾。④コーランの毀損や「被拘束者」に対する虐待に抗議し、「被拘束者」がハンガーストライキを行い、病院で手

当てを受けた者がいる（イギリスの弁護士の談話および合衆国防総省スポークスマンの談話⁽¹⁰⁾）。もちろん、これらの事例のなかにはその真偽において疑義があるものもあるだろう。また、合衆国南方軍の報告書において公表された事例のように、たとえ真実であったとしても規約七条で禁止される拷問および残虐な、非人道的な取扱いに該当しないことがあきらかな例もある（ただし、場合によっては、品位を傷つける取扱いに該当する可能性はあるのではない⁽¹¹⁾か）。しかし、「被拘束者」の処遇をめぐって批判が絶えないという事実は、実はグアンタナモにおいて規約七条が禁ずるような行為が制度的に行われていることを疑わせもする。

合衆国は、対テロ戦争に勝利することを目的として、国内法上の規制および国際法上の規制の遠く及ばない空間（グアンタナモ）を作り出すことに成功したかにみえる。しかし、このことは、「目的は手段を合法化する」というテロリストの常套の手法を合衆国自身がとり始めたことを意味するのではないか。テロリストが相手であったとしても、合衆国の行為は関連する法の支配を受ける。相手がテロリストだとしても、法に基づいて対処する。その基本姿勢を内外に示すことが、対テロ戦争それ自体の正当性を高めることにもつながる。「法的ブラックホール」は存在しえないのである⁽¹²⁾。

付記：筆者は広島大学大学院入学以来、今日に至るまで水上千之先生から多大な学恩を賜りました。本稿を水上先生のご退職記念に捧げます。

- (1) 二〇〇四年六月二八日のアメリカ合衆国連邦最高裁判決は、合衆国政府の調査からおよそ六四〇人の外国人が拘束下にあるとしている。Rasul v. Bush, 124 S. Ct. 2686, at 2690 (2004) [hereinafter Rasul]. また、NHKスペシャル「二一世紀の潮流 アメリカとイスラム 第一回 カリブの囚われ人たち」(日本放送協会、二〇〇四年六月二三日放送)からの映像によると、グアンタナモ基地への移送者：七四二人、釈放または本国への送還者：一四七人、現在拘束下にある者：五九五人である(放送時)。
- (2) U.S. Department of Defense, Fact Sheet, Guantanamo Detainees (February 13, 2004), at <http://www.defenselink.mil/news/Apr2004/d20040406guga.pdf> (last visited on September 10, 2005) [hereinafter Fact Sheet, Guantanamo Detainees].
なお、合衆国議会が制定した法律の規定のなかに「敵戦闘員」ということばをみいだすことはできない。Jenny S. Martinez, Hamdi v. Rumsfeld, U. S. Supreme Court Decision Regarding Judicial Review of Detention of U. S. Citizen as Enemy Combatant, *American Journal of International Law* [hereinafter A. J. I. L.], Vol. 98 (2004), p. 785. しかし、第二次世界大戦中、ナチスドイツの指令によって合衆国本土に上陸し、破壊工作に従事しようとして捕らえられたドイツ人工作員に対する軍事委員会 (Military Commission) による審理の可否が争点となった連邦最高裁の判決において敵戦闘員ということばの使用がみられる。Ex parte Quirin, 317 U. S. 1, at 31 (1942).
- (3) Memorandum from Paul Wolfowitz, Deputy Secretary of Defense, to the Secretary of Navy (July 7, 2004) ("Order Establishing Combatant Status Review Tribunal"), para. a, at <http://www.defenselink.mil/news/jul2004/d20040707review.pdf> (last visited on September 10, 2005).
- (4) 軍事委員会については、熊谷卓「誰がテロリストを裁くのか——合衆国軍事委員会と国際人権法——」【新潟国際情報大学情報文化学部紀要】六号(二〇〇三年)八七—一〇一頁、Agora: Military Commissions, *A. J. I. L.*, Vol. 96 (2002), pp. 320-358を参照された。
- (5) Fact Sheet, Guantanamo Detainees, *supra* note 2; Military Order of November 13, 2001: Detention, Treatment, and Trial of Certain Non-Citizens in the War Against Terrorism [hereinafter Military Order], reprinted in *International Legal Materials* [hereinafter I. L. M.], Vol. 41 (2002), p. 252 *et seq.*
- (6) 下級審判については、熊谷卓「判例紹介 テロリストと人身保護請求の可否—グアンタナモの被拘束者に関する五つの裁判例から」【新潟国際情報大学情報文化学部紀要】七号(二〇〇四年)一一九—一五九頁、大沢秀介「アメリカのテロ対策と人権問題」【国際問題】五一六号(二〇〇四年一月)五七—五九頁を参照された。
- (7) Rasul, *supra* note 1. なお、この判決については、熊谷卓「判例紹介 対テロ戦争と人権—グアンタナモの被拘束者をめぐるアメリカ合衆国連邦最高裁の判断」【新潟国際情報大学情報文化学部紀要】八号(二〇〇五年)一一九—一三三頁を参照された。

- (8) 米国国際法雑誌九九巻二号の「Contemporary Practice of the United States Relating to International Law」によれば、六七人を越える被拘束者による一三の人身保護令状発付の請求がコロンビア特別区連邦地方裁判所に提起されているという。John R. Crook (ed.), *Contemporary Practice of the United States Relating to International Law*, 4, J. I. L., Vol. 99 (2005), p. 485.
- (9) 合衆国は、一九九二年に規約批准の手続を行った。
 なお、規約の他に、「被拘束者」に対する適用可能性が指摘される合衆国が締約国となっている条約として、「拷問等禁止条約」、「捕虜の待遇に関する一九四九年八月二日のジュネーブ条約」(以下、捕虜条約)、「戦時における文民の保護に関する一九四九年八月二日のジュネーブ条約」(以下、文民条約)がある。本稿においては国際人権法としての規約の適用についての検討をする。国際人道法の類型に入る捕虜条約および文民条約に対する検討も必要であると思われるが、本稿においてその点に関する検討は行わない。タリバン政権軍構成員およびアルカイダ構成員の捕虜資格の問題から、「被拘束者」に対する国際人道法の適用を考究する論文としては、新井京「テロとの戦争」と武力紛争法—捕虜資格をめぐる—【法律時報】七四巻六号(二〇〇二年)一七一—二頁、同「九・一一後の【対テロ戦争】における被抑留者の法的地位—相次ぐ虐待事件の背景にあるもの—」【アジア・太平洋人権レビュー】二〇〇五(二〇〇五年)四—五三頁を参照された。
- (10) Luigi Condorelli and Pasquale De Sena, *The Relevance of the Obligations Flowing from the UN Covenant on Civil and Political Rights to US Courts Dealing with Guantanamo Detainees*, *Journal of International Criminal Justice* [hereinafter *J. I. C. J.*], Vol. 2 (2004), p. 111. 葉師寺公夫「国際人権法とジュネーブ法の時間的・場所的・人的適用範囲の重複とその問題点」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、二〇〇四年)二四一、二四四頁(以下、国際人権法とジュネーブ法)。なお、本稿はこれら二つの先行研究に負うところが大きい。
- (11) Manfred Nowak, *U. N. Covenant on Civil and Political Rights : CPCR Commentary* (N. P. Engel, 1993), p. 41. 宮崎繁樹編著『解説国際人権規約』(日本評論社、一九九六年)一〇九頁(今井直執筆)(以下、解説)。Sarah Joseph, Jenny Schultz and Melissa Castan, *The International Covenant on Civil and Political Rights : Cases, Materials, and Commentary* (Second Edition, Oxford University Press, 2004), p. 90.
- (12) 宮崎・同前。
- (13) Communication No. 52/1979 : Uruguay, 29/07/81, CCPR/C/13/D/52/1979, para 12. 3 ; Communication No. 56 / 1979 : Uruguay, 29 / 07 / 81,

- CCPR/C/13/D/56/1979, para 10. 3.
- (14) General Comment No. 31 : the Nature of the General Legal Obligation Imposed on States Parties to the Covenant, CCPR/C/21/Rev. 1/Add. 13, para. 10.
- (15) ICI, *Advisory Opinion on Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestine Territory*, at [http:// www.ici-cij.org / igjwww / idocket / imwp / imwframe.htm](http://www.ici-cij.org/igjwww / idocket / imwp / imwframe.htm) (last visited on September 10, 2005). [hereinafter *Advisory Opinion on Legal Consequences of the Construction of a Wall case*].
- (16) *Ibid.*, para. 108.
- (17) *Ibid.*, paras. 109, 111.
- (18) *Ibid.*, paras. 109-110.
- (19) ただし、領域外といつても、問題となる人権侵害が完全に偶発的に領域外で起つた場合においては規約の域外適用は許容されな
いというのが、規約人権委員会およびICJの正しい見解であるという考え方に仮に立ったとしても、「被拘束者」は「グアマンタナ
ホというキューバ主権下にあるが合衆国の「完全な管轄権と支配権 (complete jurisdiction and control)」(Lease to the United States of
Lands in Cuba for Coaling and Naval Stations, Feb. 16-23, 1903, U. S. - Cuba, art. III, T. S. No. 418) の下にある地におよぶ拘束されざるの
であり、その点に照らせば同地は規約の適用可能性を領域性という基準によって否定される対象とはならないとコメントがびき
う。
- (20) Concluding Observations of the Human Rights Committee : Israel, 21/08/2003, CCPR/CO/78/ISR, para. 11.
- (21) General Comment No. 31, *supra* note 14, para. 11.
- (22) ICI, *Legality of Use of Nuclear Weapons*, paras. 24-25, at <http:// www.ici-cij.org / igjwww / icases / human / humanframe.htm> (last visited on
September 10, 2005).
- (23) *Ibid.*
- (24) 薬師寺・前掲論文 (国際人権法とジュネーブ法) 注(10)二四一頁。
- (25) *Advisory Opinion on Legal Consequences of the Construction of a Wall case*, *supra* note 15, paras. 105-106.
- (26) *Ibid.*, para. 106.

(27) *Ibid.*

(28) 薬師寺・前掲論文(国際人権法とジュネーブ法)注(10)二五七頁。

(29) 同前二五八頁。

(30) 規約四条は次のように規定する。

「1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されるときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務の効力を停止する〔義務に違反する―公定訳〕措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

2 1の規定は六条、七条、八条一項および二項、一一條、一五條、一六條ならびに一八條の規定の効力停止〔に違反すること―公定訳〕を許すものではない。

3 効力停止〔義務に違反する―公定訳〕措置をとる権利を行使するこの規約の締約国は、効力を停止された〔違反した―公定訳〕規定および効力停止に至った〔違反するに至った―公定訳〕理由を国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締約国に直ちに通知する。さらに、その措置が終了する日に、同事務総長を通じてその旨通知する。』

(31) 『法学セミナー五月号臨時増刊 国際人権規約』(一九七九年五月、日本評論社)一一九頁。

(32) 同前。また、ジョゼフリシュルツリカスタンは「国民の生存を脅かす公の緊急事態」という概念が、戦争、テロ行為に起因する緊急事態(terrorist emergency)、大洪水・大地震といった自然災害を含むとす。Joseph et al., *supra* note 11, pp. 824-825.

なお、緊急事態の典型として第一に想定されるのが戦時下における状況であるが、「人権および基本的自由の保護のための条約」(以下、欧州人権条約)一五條や「人権に関する米州人権条約」二七條と異なり、規約四条は「戦争」を明示していない。これについては、戦争の場合に効力停止を認めない趣旨ではなく、戦争の可能性を含む表現は望ましくない、との配慮から、当初のイギリス案にはあった戦争の文言が削除されたという経緯がある。戸田五郎「人権諸条約の derogation 条項(1)」『法学論叢』一一七卷六号(一九八五年)五〇頁。

(33) General Comment No. 29 : States of Emergency (article 4), CCPR/C/21/Rev. 1/Add. 11, para. 9.

(34) *Ibid.*

- (35) 戸田・前掲論文注(32)五二—五三頁。
- (36) General Comment No. 29: States of Emergency (article 4), *supra* note 33, para. 5.
- (37) 規約、欧州人権条約ともに英語の正文では“... to the extent strictly required by the exigencies of the situation...”と規定されている。
- (38) “Lawless” Case (Merits), Judgment of 1st July 1961, *Publications of the European Court of Human Rights*, Series A: Judgments and Decisions, pp. 57-58, para. 36.
- (39) *Ibid.*
- (40) Ireland against United Kingdom, *Yearbook of the European Convention on Human Rights*, Vol. 19 (1976), pp. 584-586.
- (41) *Ibid.*, p. 588.
- (42) 宮崎・前掲書(解説)注(11)二二頁(山下恭弘執筆)。
- (43) 規約二条一項は次のように規定する。「この規約の各締約国は、その領域内にあり、and¹ その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等によりいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重しおよび確保することを約束する。」
- (44) 規約二六条は次のように規定する。「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止しおよび人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」
- (45) 寺谷広司「国際人権の逸脱不可能性—緊急事態が照らす法・国家・個人」(有斐閣、二〇〇三年)一三六—一三七頁。
- (46) 同前一二七頁。Joseph *et al.*, *supra* note 11, p. 829; Nowak, *supra* note 11, p. 86.
- (47) 寺谷・同前。なお、規約人権委員会の委員を努めたことあるロザリン・ヒギンズ (Roslyn Higgins) によれば、「のみ」という語が挿入されていることの意味は、付随的な差別ではなく、意図的な差別のみを禁ずる趣旨であるという。そのため、地理的に限定された効力停止措置が特定の人種集団に対してより悪い影響を与えうる可能性があるが、そのような間接的差別は規約四条に抵触しないという。Joseph *et al.*, *ibid.* 同旨; Nowak, *ibid.* 戸田・前掲論文注(32)五三頁。
- (48) 宮崎・前掲書(解説)注(11)二二〇頁(山下恭弘執筆)。

- (49) 同前。
- (50) General Comment No. 5 : Derogation of Rights (article 4), para. 1.
- (51) General Comment No. 29 : States of Emergency (article 4), *supra* note 36, para. 17.
- (52) *Ibid.*
- (53) Communication No. 34/1978 : Uruguay, 08/04/81, CCPR/C/12/D/34/1978.
- (54) *Ibid.*, para. 8. 3.
- (55) *Ibid.*
- (56) Joseph *et al.*, *supra* note 11, p. 835.
- (57) Nowak, *supra* note 11, p. 80, 71 に対して、ドウウ・カッセル (Doug Cassel) は、「通知要件を効力停止の合法化条件と考えている」
と云々。 Doug Cassel, International Human Rights and the United States Response to 11 September, *Legal Instruments in the Fight against
International Terrorism : A Transatlantic Dialogue* (Cyrille Fijnaut, Jan Wouters and Frederik Naert (eds.), Martinus Nijhoff, 2004), p. 265.
- (58) General Comment No. 24 : Issues Relating to Reservations Made upon Ratification or Accession to the Covenant or the Optional Protocols
Thereof, or in Relation to Declarations under Article 41 of the Covenant, CCPR/C/21/Rev. 1/Add. 6, para. 10.
- (59) Proclamation 7643, Declaration of National Emergency by Reason of Certain Terrorist Attacks, 66 Federal Register 48199, September 18, 2001.
- (60) Report of the Working Group on Arbitrary Detention, December 16, 2002, E / CN. 4/2003/8, p. 21, para. 64 ; Daryl A. Mundis, The Use of
Military Commissions to Prosecute Individuals Accused of Terrorist Acts, *A. J. L. L.*, Vol. 96 (2002), p. 324.
- (61) 以下の叙述は、主として NHK スムシナル「二一世紀の潮流 アメリカヒストラム 第一回 カリブの囚われ人たち」(日本放送
協会、二〇〇四年六月二三日放送) からの映像による。処遇の詳細は時間の経過により改善または改悪されている可能性があるので、
右記 NHK の番組放送時点での処遇を基軸とする。なお、アムネスティ・インターナショナルによるメモランダムも、「被拘束者」
が NHK 番組で指摘された処遇と同様の処遇の下にあるとしている。 AMR51/053/2002, USA : Memorandum to the United States
Government on the Rights of People in US Custody in Afghanistan and Guantánamo Bay, April 15, 2002, pp. 34-39, at [http://web.amnesty.org/
library/pdf/AMR510532002ENGLISH/\\$File/AMR5105302.pdf](http://web.amnesty.org/library/pdf/AMR510532002ENGLISH/$File/AMR5105302.pdf) (last visited on September 10, 2005).
- (62) なお、「被拘束者」として初めて弁護士による接見が許されたのは、オーストラリア国籍のデイヴィッド・ヒックス (David Hicks)

である。同人は二〇〇三年二月に拘束からはば二年を経て接見を許可された。「グアンタナモ海軍基地 弁護士が初接見 米同時多発テロ 豪容疑者に許可」二〇〇三年二月二五日付け『毎日新聞』(朝刊)。Rasul, *supra* note 1, at 2691, n. 5.

- (63) 同様の事実は新聞でも報道された。それによればグアンタナモへの「被拘束者」の収容が始まり一年半の間に、二一人の「被拘束者」による三三件の自殺未遂事件があったとさう。Neil A. Lewis, Red Cross Criticizes Indefinite Detention In Guantánamo Bay, *The New York Times*, October 10, 2003.

- (64) ただし、二〇〇四年七月七日現在、一五名の「被拘束者」が軍事委員会の審理対象として指名された。Department of Defense, Guantánamo Detainee Processes, at <http://www.defenselink.mil/news/Dec2004/420041229process.pdf> (last visited on September 10, 2005). ところで、これら一五名のうち、ウサマ・ビンラディンのボディガード兼ドライバーでもあるとされるイエメン人を含む合計四人に対して実際に軍事委員会を設置し、審理に入ることが決定された。Department of Defense, Charge Sheets, at http://www.defenselink.mil/news/Nov2004/charge_sheets.html (last visited on September 10, 2005).

なお、二〇〇四年一月八日、コロンビア地区連邦地方裁判所は、このイエメン人「被拘束者」に対して審理を行っていた軍事委員会手続がその構造上、捕虜条約により求められる保障を同人に付与していない点において違法であるとして、その審理の中止を命ずる判決を下したが (Hamdan v. Rumsfeld, 344 F. Supp. 2d 152 [D. C. 2004]) 「グアンタナモ基地 軍事法廷は違法 米連邦地裁判決」二〇〇四年一月一〇日付け『毎日新聞』朝刊。しかし、二〇〇五年七月一五日、コロンビア地区連邦控訴裁判所は地裁判決を破棄した。連邦高裁の三人の判事は軍事委員会は「対テロ戦争遂行のために議会が大統領に与えた権限の範囲内」などと指摘しつつも、Salim Ahmed Hamdan, Appellee v. Donald H. Rumsfeld, United States Secretary of Defense, et al., Appellants, at <http://caselaw.lp.findlaw.com/data2/circs/dc/045393a.pdf> (last visited on September 10, 2005); 「軍事法廷違法の一审判決を棄却—米連邦高裁」二〇〇五年七月一七日付け『毎日新聞』(朝刊)。

- (65) Response of the Government of the United States of America to the December 16, 2002 Report of the Working Group on Arbitrary Detention, Annexed to the Letter Dated 2 April 2003 from the Permanent Mission of the United States of America to the United Nations Office at Geneva Addressed to the Secretariat of the Commission on Human Rights, E/CN.4/2003/G/T3, p. 3.

- (66) *Ibid.*

- (67) Military Order, *supra* note 5, §§1, 2. 本軍事命令は、九・一一後の九月一八日に発出された大統領に軍事力の行使を授權する決議

(Joint Resolution to Authorize the Use of United States Armed Forces against Those Responsible for the Recent Attacks Launched against the United States, Public Law 107-40, 115 Stat. 224) とともに、今日まで続く「被拘束者」の抑留の根源といつてよい。

(68) 本稿で検討対象を規約七条に絞る理由は、同条が武力紛争を含めた公の緊急事態においても効力停止されないとされる権利の一つであり、その意味で、締約国がいかなる場合でも遵守することを規約上求められる規定であるからである。なお、規約七条の他に、合衆国の規約違反を生ぜしめるのではないかと、これまで指摘されたことのある規定として、九条(恣意的な逮捕・抑留によって身体の自由を奪われない権利、逮捕の理由を迅速に伝えられる権利、自由を奪われた者が裁判所 (court) で拘束の適法性の審査を受け、権利、等を規定)、一四条(権限ある、独立した裁判所による公正な公開裁判 (fair and public hearing by a competent, independent and impartial tribunal) を受ける権利、等を規定) がある。Condorelli and De Sena, *supra* note 10, pp. 114-116; Cassel, *supra* note 57, pp. 283-284, 289.

(69) 規約七条の下、締約国は拷問を含めた一定の行為を行わない義務を負うが、締約国が一般国際法上の違法性阻却事由を援用することによってこの義務を回避できるか否か、そもそもそのような事由はあるのか、このことについての検討は行わないが、さしあたり、この点については Paola Gaeta, *May Necessity Be Available as a Defence for Torture in the Interrogation of Suspected Terrorists?*, *J. I. C. J.*, Vol. 2 (2004), pp. 785-794 を参照された。

(70) この点、拷問等禁止条約一条一項は、「拷問」を「この条約の適用上、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人もしくは第三者から情報もしくは自由をうること、本人もしくは第三者が行ったかもしくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人もしくは第三者を脅迫もしくは強要することその他これらに類することを目的としてまたはならんかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者によりまたはその扇動によりもしくはその同意もしくは黙認の下に行われるものをいう。【拷問】には、合法的な制裁のかぎりで苦痛が生ずることまたは合法的な制裁に固有のものもしくは付随する苦痛を与えることを含まない」とする。この定義から、拷問等禁止条約という拷問の三つの構成要件、すなわち、①肉体的であると精神的であるとを問わず、激しい苦痛を故意に加えること、②一定の目的または動機が存在していること、③なんらかの形で公務員(公的な資格で行動するその他の者を含む)が関与していること、が導き出される。今井直「拷問等禁止条約の意義—その実体規定の特徴—」『早稲田法学会誌』三六卷(一九八六年)九頁。

(71) General Comment No. 20: Replaces General Comment 7 Concerning Prohibition of Torture and Cruel Treatment or Punishment (article 7), para. 4.

なお、本条に関する従前の一般的意見でも同様に各行為間に明確な境界線を引く必要はないことが示唆されていた。General Comment No. 7: Torture or Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (article 7), para. 2.

(72) Communication No. 188/1984: Dominican Republic, 05/11/87, CCPR/C/31/D/188/1984, paras. 9, 2, 11.

(73) 宮崎繁樹編『国際人権規約先例集—規約人権委員会精選決定集第二集—』(東信堂、一九九五年)二二三頁(阿部浩己執筆)(以下、先例集二)。

(74) 一九七五年二月九日、国連総会決議三四五二(XXX)に採択。

(75) 今井・前掲論文注(70)二三頁。

(76) Communication No. 74/1980: Uruguay, 23/03/83, CCPR/C/18/D/74/1980, paras. 1, 6, 10.

(77) *Ibid.*, paras. 1, 6, 8, 3. ただし、「精神的拷問の認定については、「電気のごきりで両手を切断するという脅し」そのものが拷問にあたるのか、それともそれが数時間に渡ったことが拷問にあたるのか精確に特定されていないとの指摘もある。宮崎・前掲書(先例集二)注(73)二三頁(阿部浩己執筆)。

(78) Communication No. 110/1981: Uruguay, 29/03/84, CCPR/C/21/D/110/1981, paras. 13, 2, 14, 15. ただし、外部との連絡を絶たれた拘禁そのものが非人道的とされたのか、あるいはそれが三週間に渡ったから非人道的とされたのか、またはそれが数回に及んだから非人道的とされたのか不分明であるとの指摘もある。宮崎・同前二二三—二二三頁。

(79) Communication No. 577/1994: Peru, 09/01/98, CCPR/C/61/D/577/1994, para. 8, 6.

(80) Communication No. 188/1984, *supra* note 72, paras. 9, 2, 11. 本文でも述べたように、この事件では非人道的な取扱いがあわせて認定されているため、品位を傷つける取扱い自体の明確化が難しいと指摘されている。宮崎・前掲書(先例集二)注(73)二三頁(阿部浩己執筆)。

(81) Communication No. 577/1994, *supra* note 79, para. 8, 5.

(82) United Nations, Multilateral Treaties Deposited with The Secretary-General: Status as at 31 December 2002, Vol. 1 (2003), ST/LEG/SER.E/21, p. 175.

(83) 規約の批准に際して、合衆国憲法二条二節二項上必要となる、上院の助言と同意を獲得する作業に国務省人権難民法務顧問補として関わった、デイヴィッド・スチュワート(David P. Stewart)によれば、合衆国が懸念したのは、規約人権委員会によって、死刑確

定後の拘禁の長期化が七条違反を構成する可能性を示唆した次の個人通報事例である。Communication No. 210/1986 : Jamaica, 07/04/89, CCPR/C/35/D/210/1986 ; Communication No. 225/1987 : Jamaica, 07/04/89, CCPR/C/35/D/225/1987. David P. Stewart, United States Ratification of the Covenant on Civil and Political Rights : The Significance of the Reservations, Understandings, and Declarations, *DePaul Law Review*, Vol. 42 (1993), p. 1193.

(84) Senate Committee on Foreign Relations Report on the International Covenant on Civil and Political Rights, *I. L. M.*, Vol. 31 (1992), p. 654. 薬師寺公夫「自由権規約と留保・解釈宣言」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』(国際書院、二〇〇〇年)二六〇頁(以下、留保・解釈宣言)。

(85) Multilateral Treaties Deposited with The Secretary-General, *supra* note 82, pp. 176-181. 薬師寺公夫「人権条約に対する留保をめぐる最近の動向」[GSID Discussion Paper] No. 45(1996)一五頁(以下、留保をめぐる最近の動向)。

(86) 一九九四年に提示された規約人権委員会の一般的意見二四は「規約…の下での留保の問題は国際法により規律される。条約法に関するウィーン条約一九条三項が適切な指針を付与する。…他の若干の人権条約とは異なり規約は趣旨および目的の基準について特別の言及はしていないが、この基準が留保の解釈と許容性の問題を決定づける」としてゐる。General Comment No. 24, *supra* note 58, para. 6.

なお、一般的意見二四に反対する見解を提出した合衆国、イギリスおよびフランスは、両立性の基準を含む条約法条約の関連規定が人権条約である規約へ全面的に適用されることを唱えている。その意味で、両立性の基準の適用について規約人権委員会とこれら三方国の間には意見の対立はない。薬師寺公夫は「自由権規約に付された留保に両立性の原則が適用されることには、規約人権委員会をはじめ、締約国、学者の間にもほとんど異論はない。…両立性の基準以外に規約に付された解釈宣言・留保に実際に対処する方法はないだろう」とする。薬師寺・前掲論文(留保・解釈宣言)注(84)二四〇—二四二頁。

(87) General Comment No. 24, *ibid.*, para. 7.

(88) 薬師寺・前掲論文(留保をめぐる最近の動向)注(85)三五頁。

(89) General Comment No. 24, *supra* note 58, para. 8.

(90) *Ibid.*, para. 10.

(91) 薬師寺・前掲論文(留保をめぐる最近の動向)注(85)三七頁。

- (92) Rolf Kühner, Torture (written in 1985), *Encyclopedia of Public International Law* (Rudolf Bernhardt (ed.), North-Holland, 2000), Vol. 4, p. 870. 旧ユーゴ国際刑事裁判所(第一審裁判部)とブルンジャ(Furundzija)事件判決において拷問禁止規範の強行規範性を認めつつある。Prosecutor v. Furundzija, IT-95-17/1-T, Trial Chamber II, Judgment of 10 December 1998, pp. 58-60, paras. 153-157, at <http://www.un.org/icty/furundzija/trial2/judgement/fur-ij981210e.pdf> (last visited on September 10, 2005).
- (93) 薬師寺・前掲論文(留保をめぐる最近の動向)注(85)三七頁。
- (94) Kühner, *supra* note 93, p. 870. 前述したブルンジャ(Furundzija)事件判決において旧ユーゴ国際刑事裁判所は拷問禁止規範の強行規範性とともに国際慣習法性を認めている。Prosecutor v. Furundzija, *supra* note 92, pp. 52-53, paras. 137-139.
- (95) 安藤仁介「自由権規約委員会―人権関係条約に対する留保について―」【国際人権】六号(一九九五年)六六頁。
- (96) 薬師寺・前掲論文(留保をめぐる最近の動向)注(85)三九頁。
- (97) Concluding Observations of the Human Rights Committee: United States of America, 03/10/95, CCPR/C/79/Add. 50, A/50/40, paras. 266-304, paras. 279, 292.
- (98) General Comment No. 24, *supra* note 58, para. 18.
- (99) 英仏の見解について詳しくは、薬師寺・前掲論文(留保をめぐる最近の動向)注(85)四一頁以下および同・前掲論文(留保・解釈宣言)注(84)二七二頁以下を参照されたい。
- (100) Observations by the United States of America on General Comment No. 24 (52), *reprinted in Human Rights Law Journal*, Vol. 16, No. 10-12 (1995), pp. 422-423.
- (101) *Ibid.*, p. 422.
- (102) *Ibid.*, p. 423-424.
- (103) なお、一九九九年には、個人通報手続内において留保(ただし、規約ではなく、選択議定書に付された留保であるが)の有効性を判断し、無効とする個人通報事例(Communication No. 845/1999: Trinidad and Tobago, 31/12/99, CCPR/C/67/D/845/1999)が出るに至った。本事例については薬師寺公夫「自由権規約選択議定書に付した留保の無効―規約人権委員会ロウル・ケネディー事件見解―」【立命館法学】二〇〇〇年三・四号(二七一・二七二号)(下巻)(二〇〇〇年)一六〇〇―一六二八頁を参照されたい。
- (104) 「グアンタナモ釈放後『七人がテロ活動従事』 米国防総省明かす 収容者虐待疑惑も」二〇〇四年一月一日付け【毎日新聞】

(朝刊)。

(105) 「女性尋問官が性的虐待 米グアンタナモ基地 男性拘束者に」二〇〇五年一月二十九日付け『毎日新聞』(朝刊)。

(106) 「コーラン扱いで誤り 米軍公表」二〇〇五年六月五日付け『毎日新聞』(朝刊)。

(107) 「拘束中の七六人ハンスト、グアンタナモ、虐待抗議か」『共同通信』二〇〇五年九月九日二時一八分更新。へ <http://headlines.yahoo.co.jp/h2a?20050909-00000050-kyodo-int> (二〇〇五年九月一日最終参照)。

(108) なお、国連人権委員会の専門家がグアンタナモでの現地視察の要請を合衆国政府に求めたが、それは拒絶されているという。そのため、訪問許可を引き続き求める一方、さしあたり釈放された元「被拘束者」への聞き取りや文献資料による調査を行うという。

「グアンタナモ基地米政府に視察要請 国連人権委員会」二〇〇五年六月二十五日付け『毎日新聞』(朝刊)。

(109) ナイジェル・ロドリー (Nigel S. Rodley) は、その著書において「敬虔なイスラム教徒をその意に反してひざまずかせ、十字架に口づけさせること」が品位を傷つける取扱いになると指摘されたことがあると書いている。これを前提にすれば、故意にコーランを毀損する行為は品位を傷つける取扱いに該当するといえるのではないかと考えられるのではないかと。Negel S. Rodley, *The Treatment of Prisoners under*

International Law (Second Edition, Oxford University Press, 1999), p. 104.

(110) 新井・前掲論文注(9)五三頁。